

土浦二高 生徒心得

1 基本目標

本校生徒は、校訓の『明・悠・和』の精神を自覚し、土浦二高生としての誇りを持って、高校生としてふさわしい生活態度を体得するよう努める。特に共同生活の場においては、言葉づかいや動作について礼儀をわきまえ、和やかにして品位あるふるまいを心がけ、自己の人格の向上に努める。

2 礼儀

- (1) 友人、来客、教職員等に対しては、挨拶・会釈を励行する。
- (2) 校長室、職員室、事務室等に入る場合は、ノックをして許可を受ける。

3 服装・容儀

- (1) 本校の「服装規程」に定められた制服を着用し、常に端正と調和を考え、華美に流れず、衛生に留意して、高校生としての品位を保つこと。
- (2) 頭髪のパーマ、染色（脱色、付け毛を含む。）等をしないこと。
- (3) 化粧をしないこと。
- (4) ピアス、ネックレス、指輪等の装飾品を身に付けないこと。

4 通学

- (1) 交通法規、交通マナーを遵守し、事故の未然防止に努める。
- (2) 自転車通学の生徒は、「自転車通学許可願」を提出し、通学用自転車に学校所定のステッカーを貼付して利用する。
- (3) 公共交通機関を利用する生徒は、事務室窓口で通学証明書の交付を受けて定期券を購入する。
- (4) バイク通学は、認めない。ただし、公共交通機関に著しく恵まれない生徒については、最寄りのバス停、駅までのバイク使用を許可されることがある。その際は、担任に相談すること。

5 欠席等

- (1) 始業10分前までに登校し、やむを得ない事由がある場合を除き、欠席・遅刻・早退をしない。
- (2) 病気その他の事情により欠席・遅刻をする場合は、事前に必ず保護者から学校へ連絡する。
- (3) 忌引等は生徒手帳の届出欄に記入し、担任へ提出する。忌引の日数は次のとおりとする。

父母… 7日 兄弟姉妹及び祖父母… 3日 伯叔父母及び同居の親族… 1日

ただし、葬祭のために遠隔地へ赴く場合には実際に要した往復日数を加算することができる。

- (4) 公式試合、公式行事、就職試験、進学試験等により登校することができない場合には、事前に届書を担任に提出する。

6 校内生活

- (1) 集団生活においては規律を遵守し、自己の行動に責任を持ち、他人の迷惑になるようなことは慎むこと。
- (2) 友人との交際は公正で明るく和やかに、お互いの信頼と尊敬を得るよう心がける。
- (3) 学習に必要なもの以外は学校に持参しない。
- (4) 各自の所持品には記名し、特に貴重品の管理は自己の責任において万全を期す。
- (5) 登校後は、原則として外出を禁止する。
- (6) いかなる場合においても暴力等を行ってはならない。
- (7) 授業中には、携帯電話等の電源を切っておく。校内移動中も使用しない。考査中は教室に電源を切っておく。
- (8) 校内ではガムをかまない。

7 校外生活

- (1) 校外生活においては、常に土浦二高生としての誇りと自覚を持ち、品位を保ちながら、良識ある行動をとる。
- (2) 生徒として好ましくない場所への出入りはしない。
- (3) 無断外出、無断外泊は厳に慎む。
- (4) 原動機付自転車の運転免許を取得する場合は、学校の許可を得る。なお、自動二輪車の運転免許取得は認めない。
- (5) 普通自動車運転免許取得のため、教習所や自動車学校へ入所・入校することは、3学年の12月以降、進路先の決定した生徒にのみ許可されるが、教習に通うのは1月の共通テスト後とする。なお、入校する前に「運転免許取得許可願」を提出すること。
- (6) アルバイトは、原則として認めない。ただし、特別の事情がある場合は許可されることがある。その際は、担任に相談すること。

○服装規程

服装は常にその端正と調和を考え、華美に流れず、高校生としての品位を保つ。

- ① 本校所定のⅠ型、Ⅱ型のいずれかの制服を着用する。
 - 1) Ⅰ型・・・上着、ワイシャツ、ズボン
 - 2) Ⅱ型・・・上着、ブラウス、スカートまたはズボン
 - 3) その他・・・本校が必要と認めるもの。
- ② 冬服：10月1日～5月31日、夏服：6月1日～9月30日
*更衣については、前後1ヶ月を移行期間とする。